



兵庫労働局発表
平成29年5月15日

報道関係者 各位



[照 会 先]

兵庫労働局労働基準部

安 全 課

課 長 山本 博一

安 全 主 任 藤井 啓文

TEL. 078-367-9152

FAX. 078-367-9166

局長による安全パトロールの実施について

～製造業における死亡重篤災害の撲滅のため～

平成28年の全産業における死亡災害は、44人と昨年に比べ7人減少しました。

しかしながら、製造業における死亡災害は3人増加し13人となり、誠に憂慮すべき状況となっています。

このため、兵庫労働局（局長 小林健）では、「5月1日から6月30日まで」の2か月間、「製造業死亡重篤災害防止運動」を展開しますが、その一環として、**局長自らが製造業の事業場において安全パトロールを実施**し、事業者に対し労働災害防止対策の強化を要請します。

1 安全パトロールの実施日時

平成29年6月15日（木） 14:00～15:40

2 実施事業場

川崎重工業株式会社 明石工場（明石市川崎町1-1）

●安全パトロール重点項目（はさまれ、巻き込まれる恐れがある箇所を重点的に実施）

- ・機械設備の可動範囲への立ち入り禁止措置の状況（柵、覆い等の設置）
- ・非常作業における機械設備の停止装置の設置状況（リミットスイッチ等の設置）
- ・リスクアセスメント結果に基づく危険防止の措置の状況

●安全パトロールへの取材（お願い）

パトロールへの取材については、「入場許可」、「安全帽」等の準備の都合上、人数、氏名を把握する必要がありますので、同行される方は安全課まで連絡をお願いします。

[添付資料]

- ・局長による安全パトロールの実施について（詳細）
- ・「製造業死亡重篤災害防止運動」リーフレット

局長による安全パトロールの実施について（詳細）

1 実施日、時間

平成29年6月15日（木曜日） 14時00分から15時40分

2 安全パトロール実施事業場

事業場名：川崎重工業株式会社 明石工場

所在地：明石市川崎町1-1 [別添 地図参照]

3 集合場所、時間

集合場所：川崎重工業株式会社 明石工場（総合事務所）

時間：13時50分

4 安全パトロール実施者

兵庫労働局：小林局長、山本安全課長、小川主任安全専門官

加古川労働基準監督署：妹尾署長

5 タイムスケジュール

14時00分～14時10分	名刺交換後、出席者紹介
14時10分～14時25分	あいさつ、要請（局長） あいさつ（事業場）
14時25分～14時40分	事業場概要説明（事務所）
14時40分～15時30分	安全パトロールの実施
15時30分～15時40分	山本課長 講評
15時40分	終了

6 報道関係者の皆様へ

安全パトロールの実施にともない、同行を希望される方は、当局安全課の担当者まで①社名、②氏名、③交通手段（徒歩、乗用車など）の3点について、連絡をお願いします。

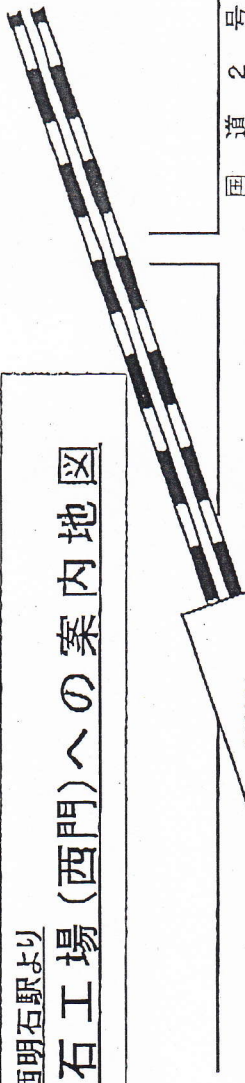
（電話 078-367-9152 担当者 藤井、佐々木、小川）

なお、パトロール同行時には、「製造工場建屋内での撮影は禁止」となり、取材時の注意事項については、訪問先において説明がありますのでよろしくお願いします。
また、履き物については、歩きやすい靴でお願いします。

JR西明石駅より

明石工場（西門）への案内地図

至 新神戸



国道 2 号 線

2

至 姫路
・大久保

至 明石

新幹線

西明石駅

在来線
西明石駅

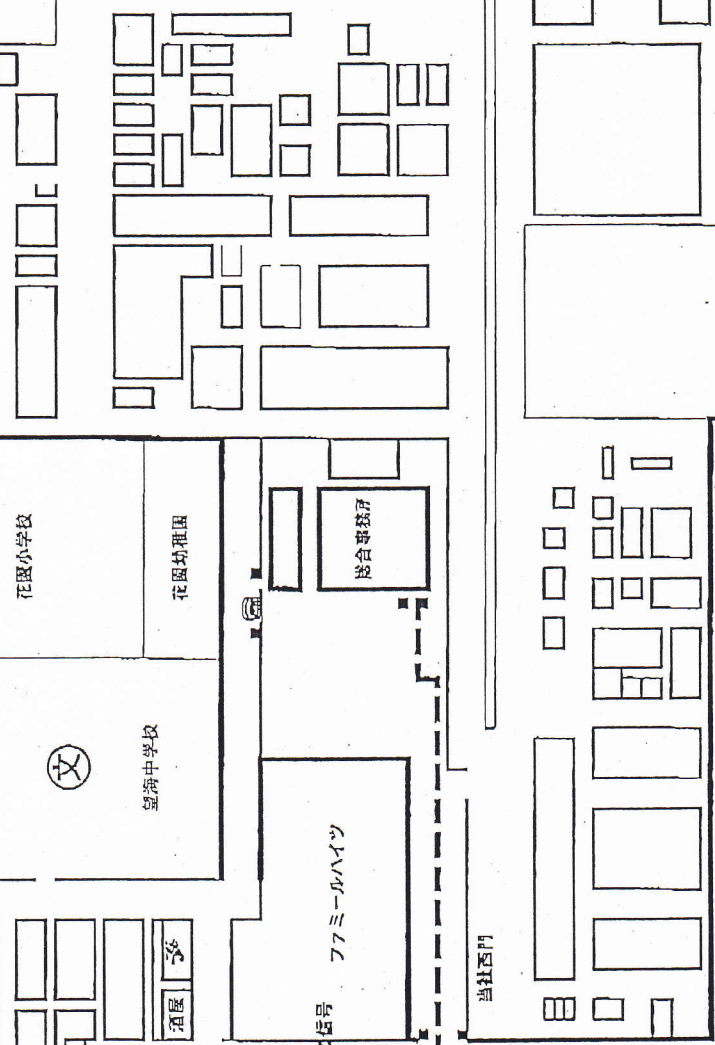
東改札

浜側（南側）

西明石駅在来線東改札を、浜側出口より階段を降り出て、商店街道路を直進して下さい。



川崎重工業明石工場



製造業で死亡災害激増！！

兵庫労働局

平成28年の兵庫県下での労働災害による死亡者数は44名となり、特に製造業では全国でワースト1となりました。

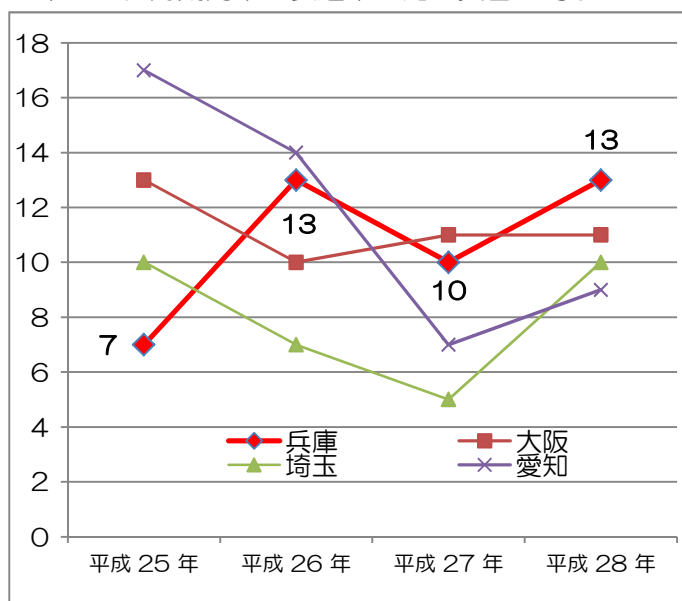
また、本年も製造業では既に3名（4月24日現在）の尊い命を失う事態となっています。

本年は第12次労働災害防止計画の最終年度であり、死亡災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標としていますが、現状では達成が厳しい状況にあります。

このような状況の中、特に昨年大幅に増加した製造業での災害をこれ以上発生させないため、兵庫労働局では、本年5月1日から6月30日までの間、「製造業死亡重篤災害防止運動」を展開し、死亡災害の撲滅を図ることとしています。

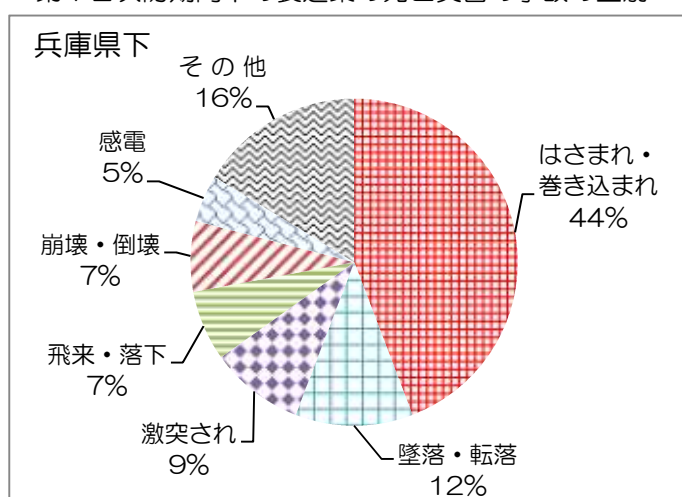
本リーフレットでは、製造業での死亡災害の発生状況、災害事例及び労働災害防止のための自主点検表を掲載していますので、事業場における安全活動の参考とされ、労働災害の防止に一層努めてください。

＜第12次防期間中の製造業の死亡災害の局別＞

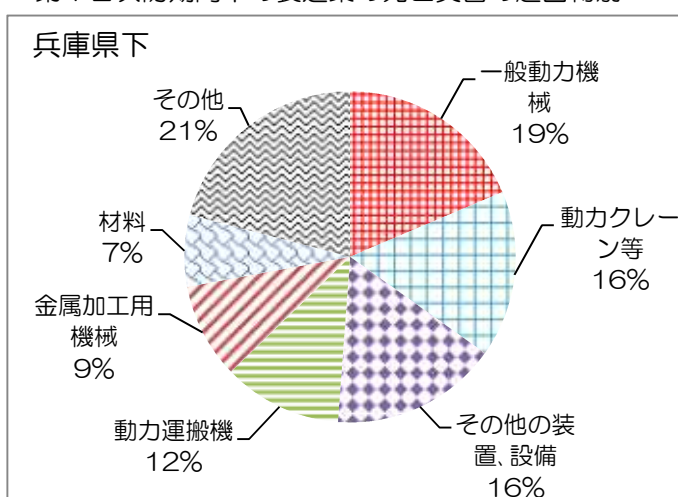


平成28年 業種別局別死亡災害発生状況 (製造業死亡災害多発局全国ワースト4の内訳)				
	兵庫	大阪	埼玉	愛知
食料品製造業	2	1	0	2
繊維工業	0	1	0	1
パルプ等製造業	1	0	2	0
化学工業	1	1	2	0
窯業土石製品製造業	1	0	0	1
鉄鋼業	1	2	0	3
非鉄金属製品製造業	1	0	2	0
金属製品製造業	2	3	0	1
電気機械器具製造業	1	0	0	0
輸送機械製造業	2	1	0	1
その他の製造業	1	2	4	0
製造業小計	13	11	10	9

＜第12次防期間中の製造業の死亡災害の事故の型別＞



＜第12次防期間中の製造業の死亡災害の起因物別＞



「製造業死亡重篤災害防止運動」実施要綱

1 趣旨

平成 28 年における製造業の死亡災害は 13 件発生し、第 12 次労働災害防止計画の最終年度を前にして製造業の死亡災害発生件数が全国ワースト 1 となった。

本年は、死亡災害を平成 24 年比で、15%以上減少させることを目標とした同計画の最終年度であるが、平成 28 年の現状は、全産業の死亡災害が、平成 24 年の 43 件を上回る 44 件発生している。特に製造業においては、平成 24 年の死亡災害発生件数が 9 件であったものが 13 件発生し、目標達成が依然として厳しい状況にある。

もとより死亡災害はあってはならないものであり、兵庫労働局は、この事態を打開するため、平成 29 年 5 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間「製造業死亡重篤災害防止運動」を展開し、以下の取組を実施して死亡災害の防止を期する。

2 期間

平成 29 年 5 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日

3 主唱者

兵庫労働局、管下各労働基準監督署

4 協力者

一般社団法人兵庫労働基準連合会、各労働基準協会

5 実施者

各事業場

6 主唱者及び協力者の実施事項

- (1) 本運動を効果的に推進するための各種団体への協力要請
- (2) 関係団体の会員誌等の媒体を通じての広報
- (3) 兵庫労働局のホームページへの掲載
- (4) 兵庫労働局長による安全パトロールの実施
- (5) 労働基準監督署による事業場への啓発・指導
- (6) 製造業の死亡災害防止に係る周知啓発資料の配布
- (7) 事業場が行う実施事項について指導援助

7 実施者の行う事項

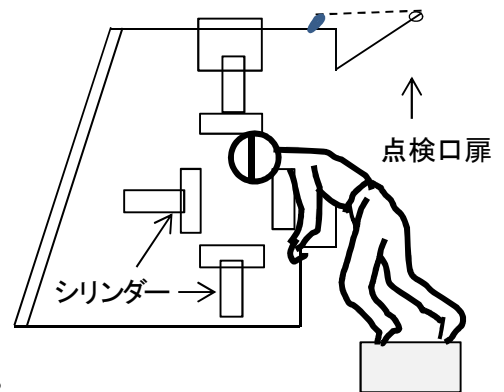
- (1) 運動期間中に行う事項
 - ア 経営トップによる死亡災害防止の所信表明
 - イ 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ウ はさまれ・巻き込まれ災害に特化した設備対策及び安全指導
 - エ 労働災害自主点検表を用いた安全点検
- (2) 年間を通じて実施する事項
 - ア リスクアセスメントの実施
 - イ 安全衛生管理体制の確立及び自主的な安全衛生活動の促進
 - ウ 安全衛生作業マニュアルの整備及び定期的な見直し

★★★ 「はさまれ・巻き込まれ」災害事例 ★★★

1 梱包プレスの点検中にはさまれる

作業種類
発生状況

機械の点検中
紙屑などを直方体に押し固めて排出する梱包プレス機が自動運転中に停止したため、点検口を開けて内部の点検をしていたところ、シリンダーに引っ掛けていた紙の塊が外れ、突然機械が動き出し、上半身をはさまれた。



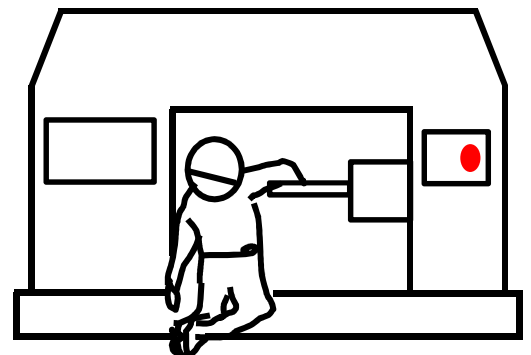
原因
対策

- ①機械の主電源を切らずに作業を行ったこと。
 - ②点検口を開けた時に機械が停止するインターロック機能がなかったこと。
 - ③非正常作業の作業標準が作成されていなかったこと。
- ①点検を行うときは主電源を切った後に行うこと。
また、主電源の起動装置には起動防止の錠をかけ、起動装置付近に起動防止の表示を行い、他の者が機械を起動することのない措置を行う。
- ②点検口にインターロック機能を設け、開けた時に機械が停止する措置を行うこと。
 - ③非正常作業の作業標準を作成し、作業者に徹底すること。

2 旋盤で研磨作業中に巻き込まれる

作業種類
発生状況

部品の研磨作業
機械部品を旋盤に取付け、サンドペーパーで誤差の調整のための研磨作業を行っていたとき、回転する部品の突起部分に作業服が引っ掛かって巻き込まれ、首を絞められたことにより窒息したもの。
安全装置つきのカバーがあったが、給油する必要から安全装置の機能を失わせ、カバーを開けたまま作業を行っていた。



原因
対策

- ①回転箇所にある安全カバーの機能を失わせて作業を行っており、回転部に接近した作業であったこと。
 - ②部品に突起部分があったにもかかわらず、その部分に覆いを設けることなく、作業を行ったこと。
 - ③作業手順書を作成せず、作業者の注意に任せられていたこと。
- ①自動運転ができない作業の場合でも、回転する部分に手を近づけて作業を行わないようサンドペーパーを可動式の支持台に取付ける等、安全な方法で行うこと。
- ②通常の作業と異なる作業の場合、作業方法や禁止事項について十分検討を行ったうえで作業を行うこと。

機械の停止＆電源切り！

労働災害防止自主点検表

この自主点検表は、過去において製造業で発生した死亡災害の原因を分析し、その事項を取り入れて作成した自主点検表です。事業場における自主的な安全衛生活動の推進のため、是非とも活用をお願いします。

NO	点 検 項 目	結果 ○×	改善 予定日	改善 確認日
1	リスクアセスメントの実施の有無 (危険の洗い出し → 評価 → 対策等の実施)			
2	機械設備の稼働範囲への立入禁止措置の有無 (機械の作動範囲の柵、覆いなどの設置)			
3	機械設備の修理・点検等の非定常作業時における機械設備の停止措置の有無 (安全装置などの設置)			
4	機械設備の作業標準の作成の有無 (安全作業マニュアル等の作成)			
5	労働者に対して機械設備の作業標準の周知、安全衛生教育の実施の有無			
6	「安全の見える化運動」の取組の有無 (危険のポイントを「ステッカー」等で張り付け)			
7	安全管理者、安全衛生推進者など安全担当者による、定期的な職場巡視の実施の有無 (安全衛生管理体制の確立等)			
8	安全衛生委員会の開催の有無 (労働者の意見聴取の有無を含む)			
9	高齢者労働者に対する安全衛生教育の実施の有無 (高齢者の特性に配慮した作業方法の実施)			
10	4 S (整理、整頓、清掃、清潔) の取組の有無			

承 認 者				作 成 者